

応募要件について

次に掲げる要件の全てに該当する事業者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国や地方自治体から入札等参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合除く。）
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）
 - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産の申し立て
 - ④会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- (4) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人等及びその代表者が国税等（法人税、消費税、所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。

※応募要件を満たさないことが判明した場合、協力資格を失います。